

2018 年度 CBCC 訪欧 CSR 対話ミッション 団 長 所 見

公益社団法人 企業市民協議会 (CBCC)
会 長 二 宮 雅 也

1. ミッションの概要

11月19日(月)から23日(金)まで、訪欧 CSR 対話ミッションの団長としてジュネーブとブリュッセルを訪問した。

国連欧州本部や WTO (世界貿易機関)、UNHCR (国連難民高等弁務官事務所) など多くの国際機関が本部を置くジュネーブには今回、CBCC として初めて訪問し、ILO (国際労働機関) や OHCHR (国連人権高等弁務官事務所) の担当者らと会合を持ったほか、WBCSD (持続可能な開発のための世界経済人会議) や IOE (国際使用者連盟)、P&G 社、国際環境 NGO である IUCN (国際自然保護連合)、ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・インデックスで知られる ESG 評価機関の RobecoSAM 社と、それぞれ対話を行った。また、2年振りに訪問した「欧州の首都」ブリュッセルでは、欧州委員会による CSR 政策の最新動向や欧州企業・経済団体の考え、対応状況を把握するとともに、昨年につき、日欧の企業関係者間で「第3回日欧 CSR ビジネスダイアログ」を開催した。

本ミッションの特色は、先方から CSR をめぐる動向や取り組み状況等についての説明を聞くだけでなく、わが国の CSR をめぐる状況や CBCC および経団連の CSR、SDGs 推進に向けた活動、日本企業各社の具体的な取り組み状況などについても積極的に紹介し、対話を通じて相互理解に努めているところにある。今回のミッションでは特に、経団連が提唱している「Society 5.0 for SDGs」の考え方や取り組み事例について先方に丁寧に説明するとともに、SDGs 達成に資する日本企業のイノベーション事例や、企業行動憲章の改定を受けた各社の対応および取り組み状況などを紹介し、先方の理解を得られたと考える。

以下、各会合を振り返りつつ、今回のミッションの総括および団長としての所見を記す。

2. 欧州委員会による戦略的な CSR 政策の立案・活用

欧州における CSR 政策は、主として欧州委員会が立案し、企業や市民社会、労働組合、消費者など、成熟したマルチステークホルダーによる議論のプロセス、欧州議会や加盟各国での法制化を経て、実施・推進されている。近年では、例えば非財務情報開示指令や紛争鉱物規制、職域年金基金指令、株主権利指令などが施行されており、これらを通じて、企業や投資家に対し、人権や環境な

どの ESG 要素に配慮した経営・投資や透明性の向上を促している。欧州はまた、諸外国との通商協定にもこうした政策を盛り込んでおり、まもなく発効する日 EU 経済連携協定 (EPA) には「貿易と持続可能な開発」章が含まれている。

このように、欧州が様々な CSR 政策に積極的に取り組むのには、法規制化や通商協定への包含などを通じて、域内市場の活性化や欧州企業の競争力向上、新興市場への進出を図るとの意図がある。つまり、CSR 政策を欧州の経済成長戦略の一つと位置づけ、推進しているのである。それがよく理解できたのは、日欧政府間の CSR ワーキンググループ会合に参加した際であり、域内市場や中小企業の振興を担当する DG GROW (域内市場・産業・起業・中小企業総局) のほか、通商政策を担当する DG TRADE (貿易総局)、情報開示やサステナブル・ファイナンスを担当する DG FISMA (金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局) の担当者がそろって出席し、欧州経済の成長、欧州企業の競争優位という共通の目的のもと、各部局が政策を立案・推進していることが紹介された。

こうした CSR 政策の意図については、欧州の企業や経済団体もよく理解しており、企業にとって過度な負担となる法規制でなければ許容し、競争強化を図ろうとする姿勢が見てとれた。

欧州では最近、「CSR (企業の社会的責任)」という言葉よりも、「SDGs」や「サステナビリティ」の方が多く使われるようになってきている。また、「RBC (Responsible Business Conduct = 責任ある企業行動)」という言葉も OECD を中心に使われている。OECD によると、CSR はフィランソロピーや慈善活動のことだという誤解が根強いので、RBC を使うようになったとのことである。一方、欧州の経済団体であるビジネスヨーロッパは、やはり CSR はあまり使わないとのことだが、RBC には法規制のニュアンスがあり好まないとする。最近は、「Sustainable Business Conduct = 持続可能な企業行動」という新語まで登場している。

このように様々な用語が使われているが、要するに企業は、事業を通じて社会の発展や社会課題の解決に貢献するとともに、事業による社会や環境へのマイナスの影響を最小化するよう努めるべきである。この CSR の本質を理解したうえで実践することが、何よりも重要であるとあらためて感じた。

欧州は CSR を政策主導で推進している。一方、日本の CSR は、政府や政策に頼らず、経団連の「企業行動憲章」とその「実行の手引き」を核として、民間企業および経済界が主導して推進されてきた。最近になってようやく、コーポレート・ガバナンス・コードやスチュワードシップ・コードの策定が成長戦略として打ち出され、ESG 投資の拡大をもたらしているが、CSR 政策の戦略的な活用やルール・メイキングを通じたグローバルな競争優位への取り組みにおいて、日本政府は欧州に比べ大きく遅れていると言わざるを得ない。日本は、2019 年には G20 や TICAD7 の開催、2020 年には東京オリンピック・パラリンピック、さらに 2025 年には大阪・関西万国博覧会の開催を控えている。世界の注目が日本に集まるこうしたビッグイベントも見据え、今後は日本政府も、グローバル

な競争力を強化するために、長期的で戦略的な CSR 政策を考えるべきではないかと感じた。

3. サステナブル・ファイナンス（持続可能な金融）をめぐる動き

最近、欧州をはじめ世界の CSR 関係者の間で注目されているのは、サステナブル・ファイナンス（持続可能な金融）に関する欧州の政策動向である。欧州のサステナブル・ファイナンス政策は、2017 年 6 月の TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）最終報告書からの流れを受けて、企業に対して投融資を行う金融機関・投資家にサステナビリティにつながる責任ある行動を促すことで、グリーンでクリーンな経済の確立を目指そうとするものである。欧州委員会は 2018 年 3 月、「グリーンでクリーンな経済に向けた『サステナブル・ファイナンス』に関する行動計画」（サステナブル・ファイナンス・アクション・プラン）を公表しており、同計画に基づいて現在、様々な政策が立案されているところである。

今回われわれは、DG FISMA の担当者と個別に会合を持ち、サステナブル・ファイナンス政策の出発点ともなるべき「タクソノミー（taxonomy：分類）」の策定をめぐる意見を交わした。タクソノミーの策定とは、何がサステナブルで、何がサステナブルではないかを具体的に明確化する取り組みである。サステナビリティを金融面から推進するにあたって、グリーンウォッシュ的な金融を排除し、効果的なグリーン資金の投入を促すことをねらっている。欧州委員会は、まずは気候変動の緩和に焦点を当てて、2019 年末までの策定に向け準備を進めており、2018 年 12 月にもアウトリーチ（試案）を公表して意見募集を行うとしている。

タクソノミーに関して難しい点は、曖昧さは避けつつも柔軟性をもって策定することである。タクソノミーによって、例えば特定のビジネスや事業活動がサステナブルではないとされ、その結果、融資・投資が引き上げられたり、融資・投資対象から除外されてしまう可能性がある。その点について DG FISMA の担当者は、まだ何が「グリーン」なのかのコンセンサスさえ得られてはいないと述べながらも、①タクソノミーの策定は専門家グループが科学的見地から行っている、②策定までにはステークホルダーとの協議を経る、③法規制ではなく枠組みとするにとどめ、かつ定期的に見直し更新する、と説明した。

タクソノミーの策定についてビジネスヨーロッパは、「サステナブル・ファイナンスに関する共通の土壌ができ、競争が促進される」として賛同する一方、あくまで「Better Regulation Principle」（『より良くするための規制』原則）に沿うべきであり、タクソノミーによって企業への過度な負担要求や懲罰的な措置が行われないようにすべきとの考えを示した。また、サステナブル・ファイナンス政策全般に関し、金融界のみならず産業界ももっと議論に参加できるようにすべきと述べた。

タクソノミーについては現在進行中の議論であり、CBCC としても今後の推移を注視していきたい。

4. ビジネスと人権

2011年に国連人権理事会で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」(UNGP)は、企業における人権尊重への取り組みの基本文書となっている。経団連でも2017年の企業行動憲章改定に際して、UNGPを踏まえて「すべての人々の人権を尊重する経営を行う」と第4条に規定し、実行の手引きで詳しく解説したところである。

UNGPの採択後、毎年秋にジュネーブで「ビジネスと人権フォーラム」が開催されている。われわれは、ちょうど同フォーラム第7回会合(11月26日～28日)の前の週に、フォーラム事務局を務めるOHCHR(国連人権高等弁務官事務所)を訪問した。先方からは、企業は人権尊重を方針として示すだけでは不十分であり、人権デュー・ディリジェンスの実施が不可欠であること、UNGPの3本の柱の一つである救済措置の実効性につながる苦情処理メカニズム(グリーンバンス・メカニズム)構築が重要であること、が強調された。また、政府の人権関連政策が不十分であること、フォーラムはNGOが企業を非難する場ではなく、連携しともに解決を目指す場とすべきであること、フォーラムには最近、アジア地域からの参加者が増えていること、なども指摘された。

他方、使用者代表としてILOのメンバーとなっている国際的な経済団体IOE(国際使用者連盟)は、多国籍企業や経済界の立場を代表して、UNGPを拘束力のある条約にしようとの動きや、欧州の一部の国ですでに実施されている、立法による人権デュー・ディリジェンス義務化などの動きに対し、真っ向から反対している。IOEの担当者は、条約化によって、そもそも企業の直接のコントロールが効かないバリューチェーン上のどこかで人権侵害が起こっても企業の責任になること、たとえ自社が本社を置く国が条約を批准していなくとも批准している国では提訴可能であるといった問題が起こる、と指摘した。条約案については、2019年1月に第2案が提示される予定とのことで、CBCCとしても引き続き注視していきたい。これに加えて、IOEの担当者からは、OHCHRがパレスチナ占領地でビジネスを行う企業のデータベースを作成、公表しようとしているとの紹介があり、これについての懸念も表明された。

経団連の企業行動憲章でも規定しているように、人権を尊重した経営を行うことは現代の企業にとっては必須であり、人権デュー・ディリジェンスの実施もその一環として重要である。しかし、デュー・ディリジェンスを義務化することは、それ自体が目的化して人権問題への本質的理解を欠いたまま単なる形式的プロセスとして広がるだけで、人権尊重の実質的效果を生まないことも大いに懸念される。人権問題は一樣ではなく複雑で、根本原因を取り除くためには様々な関係者が連携を強めて解決に向けたゆまぬ努力を結集する必要がある。

人権デュー・ディリジェンスもその一環として、各社が実効性を高めるべく模索し、取り組みを深めることで初めて機能するものであり、安易に一律の義務化をすべきでないを考える。

またその意味で、SDGs と切り離して捉えられることが多いビジネスと人権の問題も、SDGs の大きな文脈の中で捉え直すことが重要である。Society 5.0 for SDGs で目指す新しい社会は、社会全体の最適化と一人ひとりの個の尊重がともに図られる社会であり、SDGs の「Leave no one behind」(誰ひとり取り残さない) と軌を一にする、人権が実現された社会である。企業は、SDGs を事業戦略に統合するにあたり、ビジネスと人権の問題もその重要な一要素と捉えたうえで取り組むべきであろう。経営トップとしても、より広い視点からビジネスと人権の課題を捉え、強いリーダーシップを発揮しながら取り組む必要があると実感した。

5. デジタル革新とサステナビリティ、SDGs への姿勢

欧州企業の CSR やサステナビリティへの取り組みは、世界的に見ても進んでおり、日本企業にとっても参考になることが多い。今回のミッションでは、米国企業でありながら、グローバル・サステナビリティ本部をジュネーブに置く Procter & Gamble (P&G) 社を訪問し、同部門の責任者から、様々な取り組みについて聞いた。最近注目を集めるプラスチックごみに関しては、フランスの海岸に漂着するごみを社員ボランティアが回収して自社商品の容器にリサイクルしているとのことであり、欧州の価値観や文化に根ざした新たな価値創造の事例を知ることができた。

今回のミッションの各会合では、われわれの側から「Society 5.0 for SDGs」の考え方や具体的な取り組みを紹介したところ、いずれの相手先からも、強い関心と評価の声が寄せられた。CBCC や経団連のカウンターパートであるビジネスヨーロッパにしても CSR ヨーロッパにしても、デジタル革新とサステナビリティの推進とを結びつけたコンセプトは打ち出していないとのことであり、日本の取り組みにぜひ学びたいとの声が多く聞かれた。昨年訪独ミッションで Industrie 4.0 を打ち出すドイツ政府ほか関係者を訪問した際にも同様の感触を得たが、この点については欧州よりも日本の方が先を行っているように思われる。

こうした中、日本企業と経済界とが、「Society 5.0 for SDGs」の実現に向けて率先して取り組み、着実に実績を積み上げることができれば、世界を大きくリードできる可能性があるとの感触を強く得た。

ILO は、設立 100 周年 (2019 年) を迎えるにあたり、ガイ・ライダー事務局長のイニシアティブで「Future of Work」(仕事の未来) に関する提案を発表する予定である。そこでは、革新技術による雇用機会の創出と課題に焦点が当てられる予定である。Future of Work は先般の G20 ブエノスアイレス首脳宣言でも大きく言及されるなど、関心を集めている。そうした中、次に G20 議長国を務め

る日本が G20 や B20 等で打ち出すメッセージも、非常に重要な意味を持つものとなるはずであり、世界のあらゆるステークホルダーが注目している。「Society 5.0 for SDGs」という、革新的技術を駆使しながらあくまで人間を中心に置いて世界の変革（トランスフォーメーション）を目指すという考え方が、B20 はもちろん、G20 においても、今回のような対話を通じて世界の様々な主体から理解され、共感され、協働による実践に向けた大きなうねりを生み出すことを期待してやまない。

ただし、日本企業が「Society 5.0 for SDGs」等に取り組むにあたって乗り越えるべき最も大きな壁は、自らの取り組みを世界に対して堂々と発信することであろう。日本企業は謙虚すぎるとの指摘は、今回、様々な相手からあった。ILO の担当者は、「本当は日本から皆さんが学びに来るのではなく、私たちが日本に学びに行かなければならない」と述べるとともに、「あなたたちは恥ずかしがらずに発信する責任がある (Responsibility not to be shy)」との熱いメッセージが寄せられた。多くの良い取り組みがなされていても、相手に理解してもらえなければ価値は薄れてしまう。日本企業は、SDGs やサステナビリティ、CSR に謙虚に取り組むだけでなく、自社の取り組みを自信を持って積極的に発信することが重要であると、あらためて感じた。

情報発信に関連して、非財務情報の開示やレポーティングも課題である。サステナビリティに取り組む世界の先進企業の集まりである WBCSD では、現在、企業が生み出す真の価値を再定義し、それをどのように測定して報告するかという「Redefining Value (価値の再定義)」プログラムに力を入れている。具体的には、企業がいかに自然資本や社会資本・人的資本に依存し、またインパクトを与えているかを可視化するためのプロトコル策定に取り組むと同時に、その価値観を市場メカニズムに組み込み主流化するために、新たな情報開示のあり方を模索するプロジェクトを実施している。まだ途上とのことであるが、担当者は、企業のより良い意思決定に資するものにしたいと意気込んでおり、今後の進展に期待したい。

おわりに

社会変化の速度は一層増しており、日本企業は、自社の生き残りをかけてこの変化に対応するとともに、社会的課題の解決、地球規模課題の解決に積極的に貢献しながら社会とともに成長していく必要がある。そのビジョンとなるのが、Society 5.0 for SDGs であり、行動の指針となるのは経団連の企業行動憲章とその実行の手引きである。SDGs の採択から丸 3 年が経ち、もはや啓発から実践へ、そして実践による成果へと、ギアを上げなければならない。CSR のさらなる経営への統合と SDGs の達成に向けて、今後日本企業としては、政府や国際機関、投資家、従業員、NGO、CSR 推進団体、メディア、アカデミアなど、多様なステークホルダーとともに積極的に対話を図り、新たな連携・協働の機会を

探る必要がある。

本ミッションは、毎年1回、1週間かけて海外を訪問し、国際機関や各国政府、民間企業、投資家、NGOなどあらゆるステークホルダーと密に対話することができる非常に重要な機会であり、その意義は今後ますます大きくなる。

各訪問先での会合において積極的に質問・発言することで、皆の理解度を高めてくれた団員の皆さんには、この場を借りてあらためて大きな感謝の意を表したい。そして、今回の成果を来年につなげ、来年のミッションではさらに多くの成果が挙げられるよう、CBCC会長として引き続き努力していきたい。

以 上